



**宮渡戸橋
架替え工事のお知らせ**

稲梓川を渡る宮渡戸橋は、小・中学校への通学路として使われている市道築作椎原線にあり、近隣の方が車で国道414号線に出るための重要な橋梁となっています。しかし、昭和12年に架設されてから70年以上が経ち、経年劣化により橋梁の健全性について不安が生じています。このため、市では平成29年

7月から宮渡戸橋の架替え工事を実施する予定です。工事期間中は車両の通行ができなくなります。通行止めの期間等については、工事受注業者が決定次第、説明会の開催や広報等を通じて周知をさせていただきます。

工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしく願います。

問合せ先
建設課土木管理係
☎22219

**児童手当の手続きを
お忘れなく！
期限は6月30日（金）**

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の世帯状況などを把握し、児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届に必要な書類

- ①健康保険被保険者証の写し（受給者と配偶者のもの）、
 - ②印鑑、③平成29年1月1日時点で下田市に住居登録のなかった方は前住所地の市区町村長が発行する平成29年度所得課税証明書（平成28年分）
- ※その他、ご家庭の状況によって提出していただく書類が変わる場合があります。

提出方法

福祉事務所に提出または郵送 ※郵送の場合は書類到着日が受付日となります。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
☎22216

**母子家庭等医療費
助成金更新手続きを
忘れずに**

7月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には6月中旬に申請書を送付しています（納税通知書の発送日が6月中旬となるため）。

申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限 6月30日（金）

対象者 所得税非課税世帯で次のいずれかに該当し、現に20歳に達する前日までの児童を扶養している者

- ・配偶者と離婚、または死別後現に婚姻していない
- ・配偶者の生死が不明
- ・配偶者から一年以上遺棄されている
- ・配偶者が精神または身体に障害がある
- ・配偶者が一年以上拘禁されている

その他 前年所得の状況により審査を行うので、申告をされていない方は、速やかに済ませてください。

提出・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
☎22216

**夏の海水浴場
駐車場割引制度**



未就学児のいる市民の方々に対象に駐車場の割引制度があります。

対象

市に住居登録のある未就学児（平成23年4月2日以降生まれ）がいる世帯

割引内容

市と夏期海岸対策協議会が運営する駐車場の料金が500円引きになります（民間の駐車場は対象外です）。

利用方法

白色の「子ども医療費受給者証」又は「優待券」を料金所で提示してください（子どもが同乗しているときのみ割引が適用されます）。

利用できる施設

- 白浜中央海水浴場、白浜大浜海水浴場、吉佐美大浜海水浴場、多々戸浜海水浴場、入田浜海水浴場、田牛海水浴場、外浦海水浴場、グリーンエリア、舞磯浜海水浴場

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
☎22216